

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部改正について

1 改正の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生



土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要



「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に抜本的に改正され、令和5年5月に施行された。

この改正により

- ・都道府県等は盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・規制区域内の盛土等については許可等が必要となるとともに、土地所有者等は盛土等を安全に保つ責務がある。

和歌山県では

県及び和歌山市が行う区域指定により、県内全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域になる予定であり、盛土規制法による規制がかかることになる。

2 改正の趣旨

本県では、土砂条例を産業廃棄物の保管、土砂等による土壌汚染・水質汚濁の防止及び災害の発生の防止を目的に制定しており、そのうち災害の発生の防止について、盛土規制法の目的である盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止に関する部分が重複することとなった。

そのため、土砂条例から災害の防止に関する規定を削除する改正を行う。また、産業廃棄物の保管に伴う災害の防止に関する部分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に保管に係る基準が示されていることから削除するとともに、土砂の埋立て等に伴う飛散による生活環境の保全上の支障についても大気汚染防止法等で対応することとし併せて削除する。

3 主な改正内容

【条例】

- ・目的や禁止行為から災害の防止に関する規定を削除
- ・特定事業（3,000㎡以上の土砂等の堆積行為）の許可基準から構造に係る基準を削除
- ・産業廃棄物の保管に伴う災害の防止に関する部分を削除
- ・土砂等の埋立て等に伴う飛散について生活環境の保全上の防止に関する部分の規定を削除
- ・盛土規制法区域指定前から行っている特定事業については、引き続き土砂条例における構造基準を適用する。ただし、盛土規制法区域指定後、特定事業の計画を変更することにより盛土規制法の許可対象となる特定事業については、盛土規制法の構造基準が適用されるため、土砂条例の構造基準は適用しない。

4 施行期日

令和7年5月26日までの間において規則で定める日

盛土規制法と土砂条例の比較表

	宅地造成および特定盛土等規制法 (盛土規制法)	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋め立て等の 不適正処理防止に関する条例 (土砂条例)
施行日	R5.5.26	H21.4.1
目的	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止	県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止
規制区域	県内全域 (R7年5月26日までの間で定める日以降)	県内全域
許可対象	<p>【宅地造成等工事規制区域】 市街地や集落、その周辺など人家等に危害を及ぼしうるエリア</p> <p>500㎡超の盛土又は切土</p> <p>【特定盛土等規制区域】 市街地や集落などからは離れているが、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア</p> <p>3,000㎡超の盛土又は切土</p> <p>※その他の許可対象は下表許可欄参照</p>	<p>当該土地以外の場所から採取された土砂等を使用した</p> <p>3,000㎡以上の堆積行為</p>
土壌汚染・水質汚濁の防止	対象外	対象

盛土規制法

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	同左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①~④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

※その他、既存盛つについては区域指定後、21日以内に届出

出典：国土交通省事業者用パンフレット

1 条例制定の背景

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法により各種の規制が行われており、その内容も近年の法改正により、罰則の強化、排出事業者責任の強化等厳しい内容となっています。しかし、不法投棄は年々悪質・巧妙化してきており、産業廃棄物を放置しているにもかかわらず「保管（仮置き）」と称する場合や、無許可業者が他人から請け負った産業廃棄物を自社の産業廃棄物と偽り保管するなどといった巧妙な言い逃れを覆すために多くの時間を要し、結果的に大量の不法投棄に至るなど、法に基づく規制を効果的に運用できないという問題が生じています。

また、建設工事等から発生する土砂等は廃棄物処理法に規定される廃棄物ではなく、各種開発関係法においても、土砂を直接規制する規定がないことから、廃棄物を混入して不法投棄するなどの偽装に利用される場合や、無秩序な埋立て等による崩落等の災害発生、有害物質等による土壌汚染の懸念もあります。

上記のような事案の発生は土地所有者が事業計画の確認を行わず、安易に貸借される借地で起こる場合が多く、生活環境保全等に対する土地所有者等の意識も希薄であることが危惧されます。

2 条例の概要

	産業廃棄物の保管に関する概要	土砂等の埋立て等に関する概要				
目的	産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保する。					
規制の対象となる行為	自らが排出した産業廃棄物を保管する行為	土砂等による埋立て、盛土その他土地へのたい積をする行為 【特定事業】 埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業で、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの				
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> 100平方メートル以上の土地に産業廃棄物の保管を行う者は、あらかじめ、届出を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止する。 崩落等の災害発生防止措置を講じなければならない。 【特定事業】 <ul style="list-style-type: none"> 特定事業を行う者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。 <申請手数料> <table border="0"> <tr> <td>新規許可</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>変更許可</td> <td>32,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時のたい積構造が構造基準に適合するものであること。 	新規許可	55,000円	変更許可	32,000円
新規許可	55,000円					
変更許可	32,000円					
措置命令等	<ul style="list-style-type: none"> 搬入の一時停止命令 保管者、土地所有者等への勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染及び水質汚濁防止措置等 【特定事業】 <ul style="list-style-type: none"> 許可の取消し、事業の一時停止命令 無許可事業者に対する土砂等の撤去等 災害の発生防止措置 				
罰則	最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金					
施行日	平成21年4月1日より施行					

3 生活環境を保全するために

事業者の責務（第3条第1項）

- ・保有する産業廃棄物及び土砂等の適正な処理を行わなければならない。
- ・事業の施行に伴う苦情又は紛争に対して、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

特定事業の施工業者の責務（第3条第2項）

- ・周辺住民の理解を得るため事前に事業計画の周知を行わなければならない。
- ・土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。

土地所有者等の責務（第4条）

- ・産業廃棄物及び土砂等の不適正処理が行われぬよう配慮するとともに、不適正処理を行うおそれがある者に対してその所有地等を使用させることのないようにしなければならない。
- ・所有地等において不適正処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関への通報やその他地域の生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・所有地等を使用させた者によって不適正処理が行われたことを知ったときは、行為者への警告等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

保管の届出（第7条）

- ・自らが排出した産業廃棄物を100平方メートル以上の土地に保管しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等（第17条）

- ・何人も土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等をしてはならない。
- ・何人も土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等のためにその所有地等を使用させてはならない。

土砂等の埋立て等による崩落等の防止（第18条）

- ・埋立て等をする者は、使用された土砂等が崩落等をしないように必要な措置を講じなければならない。
- ・崩落等に対する措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

特定事業の許可（第19条）

- ・特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。



● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

【公布:R4.5.27 / 施行:R5.5.26】

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市

H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町

商業された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟商業された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」
 ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
 ⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 ・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に
 ※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
 ※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
 ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土規制法の特徴

規制区域について

規制区域のイメージ

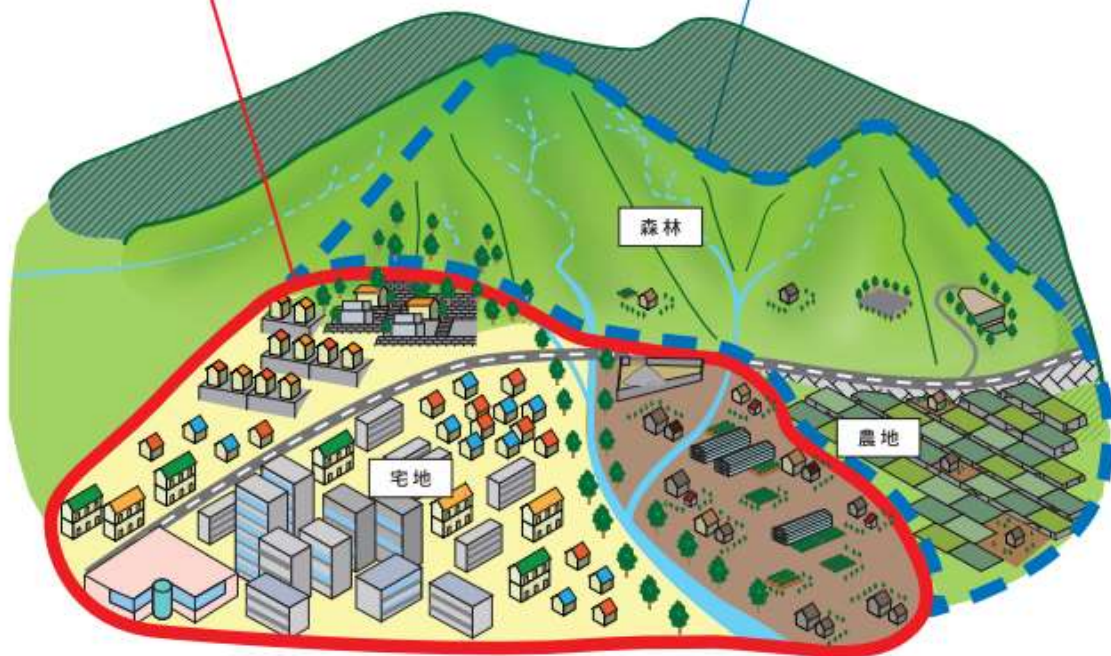
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



盛土規制法の特徴

規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

- *宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
- *特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
- *都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

(適用除外)

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
 - ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

規制条件の
確認を!



注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重料を措置【最大3億円以下】